

平成27年6月29日

研究開発法人担当課等府省連絡会議の開催について

研究開発法人に係る関係府省申し合わせ

(目的)

- 1 研究開発法人の機能強化や研究開発成果の最大化に向けた研究開発法人制度の適切な運用の確保を目的とし、「研究開発法人担当課等府省連絡会議」(以下「連絡会議」という。)を開催する。

(構成員)

- 2 連絡会議の構成員は、研究開発法人を所管する府省の担当課長等を基本とし、別紙のとおりとする。ただし、必要に応じてオブザーバーの参加を認める。

(構成員の代理)

- 3 連絡会議の構成員がやむを得ない理由により出席できないときは、代理者を出席させることができる。

(運営)

- 4 連絡会議は、必要に応じて適時開催するものとし、連絡会議の庶務は内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)付で処理する。

(雑則)

- 5 前各号に掲げるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、別に定める

平成27年6月29日現在

(別紙)

研究開発法人担当課等府省連絡会議 構成員 一覧

内閣府国立研究開発法人日本医療研究開発機構担当室参事官
総務省情報通信国際戦略局技術政策課長
国税庁課税部鑑定企画官
文部科学省科学技術・学術政策局政策課長
文部科学省研究振興局参事官（ナノテクノロジー・物質・材料担当）
文部科学省研究開発局地震・防災研究課長
文部科学省研究振興局研究振興戦略官
文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課長
文部科学省研究振興局基礎研究振興課長
文部科学省研究開発局宇宙開発利用課長
文部科学省研究開発局海洋地球課長
文部科学省研究開発局原子力課長
厚生労働省大臣官房厚生科学課長
厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課長
厚生労働省医政局医療経営支援課長
農林水産省農林水産技術会議事務局総務課長
林野庁森林整備部研究指導課長
水産庁増殖推進部研究指導課長
経済産業省産業技術環境局産業技術政策課長
経済産業省産業技術環境局技術振興・大学連携推進課長
経済産業省産業技術環境局技術振興・大学連携推進課産業技術総合研究所室長
経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部政策課企画官
国土交通省大臣官房技術調査課長
国土交通省海事局海洋・環境政策課長
国土交通省港湾局技術企画課技術監理室長
国土交通省航空局交通管制部管制技術課長
国土交通省自動車局技術政策課長
国土交通省総合政策局技術政策課長
環境省総合環境政策局総務課環境研究技術室長